

公 告

下記の業務委託について、制限付一般競争入札を次のとおり行う。

令和6年4月25日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 中野 弘道

記

1. 入札執行者

静岡県後期高齢者医療広域連合長 中野 弘道

2. 担当

〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町59番地の7
ニッセイ静岡駅前ビル3階
静岡県後期高齢者医療広域連合 総務室
電話番号 054-270-5520
電子メール jimukyoku@shizuoka-ki.jp

3. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度 第14号

後期高齢者医療被保険者証更新ポスター作成業務

(2) 業務概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和6年6月28日（金）まで

4. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から入札執行日までの間、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開

始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産
手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 同一人が代表者（受任者含む。）となっている法人等が、本件入札に同時に参加していないこと。
- (6) 静岡県内市町のいずれかにおいて入札参加資格を有している者であること。

5. 入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月13日（月）午後5時まで

ただし、持参の場合、4月27日（土）から29日（月）、5月3日（金）から5月6日（月）、5月11日（土）及び5月12日（日）を除く

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書

(3) 提出先

上記2に同じ。

(4) 提出方法

提出書類は持参、郵送又は電子メールにより提出するものとする。電子メールによる場合は、受信後、担当者から受信確認の電話を行うので、メール本文に担当者名、連絡先を記載しておくこと。

なお、電子メール送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までに担当から受信確認の電話がない場合には、担当へ受信確認の電話を行うこと。

また、電子メールで申請書を提出した場合は、原本を持参又は郵送により入札執行日の前日までに提出すること。

(5) 入札参加資格の結果通知

令和6年5月15日（水）までに、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

6. 仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月13日（月）午後5時まで

(2) 交付場所

静岡県後期高齢者医療広域連合ホームページ (<https://www.shizuoka-ki.jp/>) に掲載する。

7. 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札執行日時

令和6年5月22日（水）午後2時00分

(2) 入札の場所

〒420-0851

静岡県静岡市葵区黒金町59番地の7

ニッセイ静岡駅前ビル3階

静岡県後期高齢者医療広域連合

(3) 入札方法

総価で行う。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(5) 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじの方式により落札者を決定する。

(7) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

(8) 契約書作成の要否

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

8. その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあることが判明した場合には当該落札決定を取消し、契約を締結しない。

(3) 入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(4) 詳細は仕様書による。

(5) 照会窓口は、上記2とする。